

榎地区まちづくりニュース 第8号

発行：武蔵村山市 都市整備部 都市計画課

〒208-8501 武蔵村山市本町1-1-1 ☎ 042-565-1111 (内線277)

2023.8

※榎地区とは、榎一丁目の一部及び榎二丁目の全域を指します。

立川都市計画道路事業3・4・17号桜街道線の事業計画の認可を取得しました

日頃より市政運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

榎地区では、第五次長期総合計画前期基本計画において掲げられた、「都市核地区及び榎地区の幹線道路の整備を推進し、広域的な道路ネットワークを強化する方針」を踏まえ、現在、榎地区まちづくりの一環として、都市計画道路の整備を進めています。

今回の榎地区まちづくりニュース（第8号）では、立川都市計画道路3・4・17号桜街道線の事業認可取得と、7月に開催しました「都市計画道路の事業認可及び事業手法に関する説明会」の内容についてご報告いたします。

■立川都市計画道路3・4・17号桜街道線の事業認可取得について 事業認可の取得とは？

事業認可とは、都市計画事業として都市計画に定められた都市施設の整備を行うに当たり、都市計画法第59条の規定により施行者が認可権者よりうける認可です。

都市計画法第59条：都市計画事業は、市町村が、都道府県知事（第1号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣）の認可を受けて施行する。

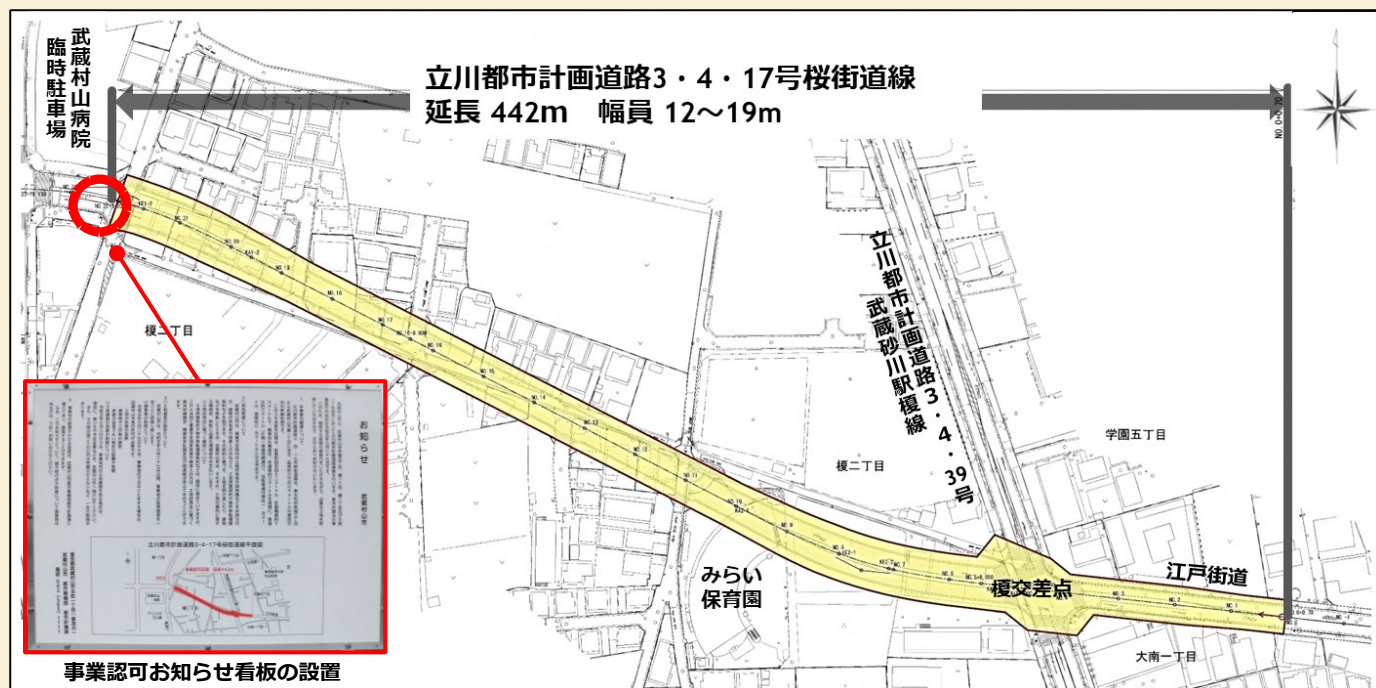
令和3年11月30日に「立川都市計画道路3・4・17号桜街道線」の都市計画変更決定・告示を行いましたが、本事業を具体的に進めていくため、東京都より事業認可を令和5年6月27日に取得しました。

【都市計画道路の事業認可概要】

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 1 施行者 | 武蔵村山市 |
| 2 事業名 | 立川都市計画道路事業3・4・17号桜街道線 |
| 3 事業施行期間 | 令和5年6月27日から令和12年3月31日まで※ |
| 4 事業地 | 武蔵村山市学園五丁目、榎一丁目、榎二丁目、大南一丁目各地内 |
| 5 延長 | 442m |
| 6 計画幅員 | 12mから19m |

※本事業では、街路事業と合わせて沿道整備街路事業による整備も想定しておりますので、供用開始時期は令和14年度～令和15年度を想定しております。沿道整備街路事業については、市ホームページに掲載しております説明会資料よりご覧になれます。

事業認可範囲



■都市計画道路の事業認可及び事業手法に関する説明会 開催概要

■日 時

7月21日(金) 午後7時から
7月22日(土) 午後2時から 計2回

■会 場

さくらホール(市民会館) 小ホール

■説明内容

第一部 事業認可について

- (1) 事業認可の概要
- (2) 事業認可取得による法規制
- (3) 事業認可に係る揭示板

第二部 事業手法について

- (1) 事業手法の選定
- (2) 事業用地の確保
- (3) 今後のスケジュール

■出席者数

計29名



説明会の様子

説明後の質疑応答では様々なご意見、ご質問を伺うことができました。頂いたご意見等は市ホームページに掲載しております。

今後の榎地区のまちづくりについて

榎地区のまちづくりについては、都市計画道路の整備だけではなく、引き続き住民の皆様と共に榎地区全体のまちづくりについても検討してまいります。

「榎地区まちづくり」に関する情報は、市ホームページでもご覧になれます。
ホームページのサイト内検索番号：「1010021」(都市計画道路については「1013599」)

「榎地区まちづくりニュース」は、榎地区の土地所有者及び世帯主の方にお送りさせていただいております。